

平成 27 年 12 月新発田市教育委員会定例会会議録

議事日程

平成 27 年 11 月 30 日（月曜日） 午前 9 時 30 分 開 会
豊浦庁舎 2 階教育委員会会議室

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 前回定例会会議録の承認について

日程第 3 教育長職務報告

日程第 4 議 題

議第 1 号 新発田市教育委員会における新発田市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について

日程第 5 その他

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員

大 山 康 一 委 員（教育長）

関 川 直 委 員（教育長職務代理者）

外 山 陽 子 委 員

桑 原 ヒサ子 委 員

笠 原 恭 子 委 員

説明のため出席した者

教育総務課長 杉 本 茂 樹

学校教育課長 澁 谷 一 男

文化行政課長 田 中 耕 作

図書館長 鈴木 秋彦

中央公民館長 伊藤 英策

青少年健全育成センター所長（兼児童センター所長）

本間 栄一

書記

教育総務課学事係長

古田 祐三

教育総務課学事係主任

平山 広子

資料確認

大山教育長

それでは、ただ今から教育委員会平成27年12月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

大山教育長

初めに、日程第1 会議録署名委員の指名についてであります。桑原委員を指名いたします。

日程第2 前回定例会会議録の承認について

大山教育長

日程第2 前回定例会会議録の承認についてお諮りいたします。すでに送付してあります会議録について、質問等ございますか。

大山教育長

なければ、承認の方の挙手をお願いいたします。

大山教育長

挙手全員でありますので、前回定例会会議録は承認されました。

日程第3 教育長職務報告

大山教育長

日程第3 教育長職務報告を行います。

職務報告については、既に送付してあります「平成27年教育長職務報告（10月26日～11月20日分）」によりご了承願います。

大山教育長

何か質問等ございますか。

桑原委員

学校職員人事異動ヒアリングというのは、どういうことをヒアリングするのでしょうか。

大山教育長

各学校長から各校の事情をお聞かせいただくのと、教職員の異動の希望や、県教育委員会が教職員の異動に関して定めるルールに則って、今年の異動はこうなるといふ学校長の説明の聞き取りをするということです。それを聞き取ったものを、人事異動会議という県教育委員会の管理主事のヒアリングの中で説明します。第一回目は校長と教育長あるいは学校教育課長が同席し説明し、それを県の方が聞き取り、異動内申（異動案）を作成します。そのための第一段階のヒアリングを教育長と学校教育課長とで学校長から聞き取りをするというのが学校職員人事異動ヒアリングです。

桑原委員

ありがとうございました。

大山教育長

ほかにありますでしょうか。

大山教育長

ないようですので教育長職務報告については、了承することとしてよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、教育長職務報告は了承されました。

日程第4 議題

大山教育長

続きまして、日程第4 議第1号 新発田市教育委員会における新発田市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について、を審議します。

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

【杉本教育総務課長説明】

大山教育長

何かご質問等はございますか。

大山教育長

ないようですので、議第1号については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

大山教育長

異議がないようですので、議第1号 新発田市教育委員会における新発田市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について、承認することといたします。

日程第5 その他

大山教育長

続きまして、日程第5 その他に入ります。

はじめに、「その他(1)教職員の失職辞令についての報告」の審議であります。

お諮りします。この報告内容につきましては、人事案件でありますので、新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第3号の規定に基づき、当議事は非公開としたいと思えます。

当議事を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

大山教育長

挙手全員でありますので、当議事は非公開とすることとします。

【 審 議 】

(新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき審議内容は記録なし)

大山教育長

審議は終わりましたので、会議は再び公開することとします。

大山教育長

日程第5「その他(2)新発田駅前複合施設設置及び管理に関する条例制定について」を審議します。

鈴木図書館長から説明をお願いします。

鈴木図書館長

この条例案は、施設管理を担当しているみらい創造課から12月市議会定例会に提案されるものです。新発田駅前複合施設の中に図書館が含まれるので、第3条に構成施設名として規定されています。図書館の名称は検討中であるため、今回は図書館設置条例の改正は行わず、今後、名称を定めた後、2月市議会定例会に図書館設置条例の改正案を提案する予定です。

大山教育長

説明が終わりました。皆様からご意見、ご質問等 ございますでしょうか。

関川教育長職務代理人

図書館の名称を検討中という説明でしたが、それは図書館の方で考えて議会に諮るということでしょうか。公募等ではないのですね。

鈴木図書館長

はい。

関川教育長職務代理人

わかりました。

大山教育長

ほかにありますか。

大山教育長

ないようですので、ただいまの件につきましては、説明のとおりご了承願います。

大山教育長

ほかにその他について、何かございますか。

大山教育長

ないようですので、教育委員会・今後の日程（予定）について、杉本教育総務課長から説明をお願いします。

【杉本教育総務課長説明】

大山教育長

よろしいでしょうか。説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

大山教育長

その他のその他、何かございますか。

関川教育長職務代理人

新発田駅前複合施設設置及び管理に関する条例の関係ですが、これを議会に提案するに当たって、教育委員会で検討するという形になるのでしょうか。

大山教育長

新発田駅前複合施設は、市長部局で設置する施設ですので、当該条例は市長部局所管の条例となります。ただ、教育委員会所管の図書館の機能が施設の中に入りますので、施設の中に図書館機能を持っていますよという一文だけが入っています。

関川教育長職務代理人

あくまでも担当部署のみらい創造課から議会に提案し、説明するというので、教育委員会にかけたという形ではないということですね。

大山教育長

はい。教育委員会としては、図書館が駅前複合施設の中に入ることを承知しているということです。

関川教育長職務代理者

その程度の理解でよろしいですね。

大山教育長

はい。

桑原委員

図書館の設置は条例になるのですか。新しい図書館は別途条例を作りますか。

鈴木図書館長

既にある条例を改正します。

大山教育長

現在、図書館の設置条例があるのですが、そのところに、新しく駅前にも図書館ができますと加えます。それと二つに図書館が分かれるので、その名称をどうしようかということです。現在の図書館のところの有力候補名は歴史図書館です。駅前の方を今まで俗称的に駅前図書館と言っておりましたが、あまり良くないのではないかという意見や、中央図書館としたらどうかという意見などがありました。専門委員会の皆様のご意見を聞いたりしながら正式に教育委員会から提案していくという段取りになっております。

杉本教育総務課長

この条例の第3条第3項に「図書館の設置及び管理については、新発田市立図書館設置条例（昭和26年新発田市条例第9号）の定めるところによる」という規定があります。この設置条例を改正して駅前の図書館の名称と、歴史図書館の位置づけなどを盛り込むということになります。設置条例の改正については、先ほど図書館長が説明しましたように、2月の定例教育委員会でお諮りしたいということでございます。

関川教育長職務代理者

昭和26年制定の条例ということで、何度か改正されてきたのだと思います。古い建物が新しくなった状況もありました。いろいろと改正されながら現在に続いているのかと思います。先ほどの説明では、歴史図書館と駅前の図書館の2箇所になることによる名称の検討を行うということでした。仕組み等について、あるいは機能等については検討しないのでしょうか。詳しく検討した方が良いでしょう。

鈴木図書館長

図書館が2箇所に分かれるということで、名称の検討を行うことを考えておりましたが、これから検討を行う中で、機能等の検討の必要性があればまたご指導いた

だきたいと思います。

関川教育長職務代理人

設置条例については、ずっと改正を重ねてきて現在に至っていると思います。私が危惧しているのは、それでもなおかつ、現状にそぐわない表現などはないのかなということです。この際、微細に渡って検討して新しくスタートした方が良いのではないかと思います。

桑原委員

確かに条例制定が昭和26年ということを考えれば、この際、新しい立派な図書館ができ、ITの技術変化等もあるわけなので、時代にそぐわない部分や表現を一度確認する必要があるかもしれません。

関川教育長職務代理人

審議会ではおそらくいろいろな意見が出ているのではないかと思います。それらについて教育委員会事務局としてきちんと見直した上でそれらの諮問に答える、あるいは議会に諮るに耐えられるものに作り上げていった方が良いと思います。

大山教委長

基本的に設置条例というのは、そこに図書館を置くことを規定するだけのものであり、実際に運用をどうするか、どういう働きを持たせるかについては、図書館の基本方針というものを策定しております。その中で、今後の新発田市立図書館はこういった方向を目指すというのを専門委員会でご議論いただいております。条例の方は新発田市の図書館はここここにありますよというものが主たる内容です。基本方針については次の定例会でご審議いただければと思っております。

桑原委員

基本方針については、関心があるので一度見てみたいと思います。

関川教育長職務代理人

設置条例そのものよりもむしろ、管理運営に関する規則のようなものを見るということですね。

大山教育長

はい。そうです。

関川教育長職務代理人

わかりました。

大山教育長

そのほかにありますか。

大山教育長

ないようですので、以上で、教育委員会平成27年12月定例会を閉会いたします。

午前9時52分 閉会

平成 年 月 日

新発田市教育委員会教育長

委 員